

大分県報

令和七年
第六一〇号
五月二十三日

（金曜日）

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定……………
母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託……………
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設定及び構造等の変更の許可申請……………
鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧……………
道路の供用開始……………

公告

ふぐ処理講習会の開催……………
競争入札参加者の資格に関する公示……………
一般競争入札の実施……………

○告示

大分県告示第二百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和七年五月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

玄々堂高田病院

医療法人玄々堂

豊後高田市界三七八番地二

令七・三・一

令和七年五月二十三日

大分県報（告示）

のぞみ歯科三光	医療法人博真会	中津市三光佐知一〇三二イオンモール三光一F	令七・三・一
よしむら薬局	有限会社別府よしむら	別府市元町七一	令七・三・一
中央薬局	有限会社大信興産	別府市駅前町二二二九	令七・三・一
ひまわり調剤薬局	株式会社博愛中井調剤薬局	中津市中央町一丁目九番三五号	令七・三・一
ウエガキ調剤薬局玉津支店	有限会社エンドル・ウエガキ薬局	豊後高田市玉津一三〇八番地一号	令七・三・一
みさと薬局挾間店	株式会社みさと薬局	由布市挾間町挾間二七〇番地一	令六・六・一

大分県告示第二百五十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務を委託した。

令和七年五月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の住所及び名称

東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

ニッテレ債権回収株式会社

代表取締役 長岡 智重

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分県告示第二百五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一

大分県報（告示）

項の規定により、次のとおり特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置すること及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

東京都中央区八重洲一丁目四番十六

東京建物株式会社

代表取締役社長執行役員 小澤克人

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市湯布院町川上四百六十番六ほか全七筆（西側区画）、四百四十七番一、四百五

十番ほか全七筆（東側区画）

3 設置される特定施設の種類の

イ ちゆう房施設及びハ 入浴施設

[illegible]

汚水	等 の	汚 染	状 態	の 値		
					り ん 含 有 量	窒 素 含 有 量
水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	mg/L	mg/L	mg/L
五・八〇八・六	一〇	一五	一〇	二	一五	二・五
五・八〇八・六	二〇	三〇	二〇			
4 変更しようとする特定施設の種類の 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の三ハ入浴施設 5 変更しようとする事項の内容 特定施設の使用の方法、特定施設から排出される汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量						

[illegible]

[illegible]

区 分		汚水等の一日当たりの量										汚水等の一日当たりの量											
		汚水等の一日当たりの量										汚水等の一日当たりの量											
		汚水等の一日当たりの量										汚水等の一日当たりの量											
大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項 目		単位	単位	単位	大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項 目		単位	単位	
CFU／mL	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	／	単位		単位	単位	単位	CFU／mL	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	／	単位		単位	単位	
							処理前		通常 の 値	一六・二一	処理前								処理前		通常 の 値	一六・二一	処理前
							処理後			一六・二一	処理後								処理後		一六・二一	処理後	
							処理前		最大 の 値	三三	処理前								処理前		最大 の 値	三三	処理前
							処理後			三三	処理後								処理後		三三	処理後	
	一二	四〇	一二〇	八〇	一六〇	五・八〇八・六	処理前		通常 の 値	二六	処理前		一二	四〇	一二〇	八〇	一六〇	五・八〇八・六	処理前		通常 の 値	二六	処理前
八〇〇以下	四	一六	一〇	一五	一〇	五・八〇八・六	処理後			二六	処理後	八〇〇以下	四	一六	一〇	一五	一〇	五・八〇八・六	処理後		二六	処理後	
	一五	五〇	一六〇	一〇〇	二〇〇	五・八〇八・六	処理前		最大 の 値	三三	処理前		一五	五〇	一六〇	一〇〇	二〇〇	五・八〇八・六	処理前		最大 の 値	三三	処理前
八〇〇	五	二〇	一〇	一五	一〇	五・八〇八・六	処理後			三三	処理後	八〇〇	五	二〇	一〇	一五	一〇	五・八〇八・六	処理後		三三	処理後	

排水口名	排水口区分	汚水の等汚染状態の値										項目	単位
		大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	一日当たりの排水量			
		CFU／mL	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	／	単位	m ³ ／日	単位		
排水口 No. 2	変更前	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	通常の値	三二・〇〇	通常の値	処理前	
		｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	最大の値	四九・〇九	最大の値	処理後	
		｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	最大の値		最大の値	処理前	
		｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	最大の値		最大の値	処理後	
同上	変更後	八〇〇以下	二・三	一〇・八	一〇・〇	一五・〇	一〇・〇	五・八ゝ八・六	通常の値	一八九・二	通常の値	処理前	
		八〇〇	二・九	一五・八	一八・四	二七・五	一八・四	五・八ゝ八・六	最大の値	一九五・二	最大の値	処理後	
		八〇〇以下	四	一六	一〇	一五	一〇	五・八ゝ八・六	通常の値		通常の値	処理前	
		｜	一五	五〇	一六〇	一〇〇	二〇〇	五・八ゝ八・六	最大の値		最大の値	処理後	
8 排水水の量及び汚染状態の値													
排水口 No. 1	変更前	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	通常の値		通常の値	処理前	
		｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	最大の値		最大の値	処理後	
		｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	最大の値		最大の値	処理前	
		｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	最大の値		最大の値	処理後	
同上	変更後	｜	一二	四〇	一二〇	八〇	一六〇	五・八ゝ八・六	通常の値		通常の値	処理前	
		八〇〇以下	四	一六	一〇	一五	一〇	五・八ゝ八・六	最大の値		最大の値	処理後	
		｜	一五	五〇	一六〇	一〇〇	二〇〇	五・八ゝ八・六	最大の値		最大の値	処理前	
		八〇〇	五	二〇	一〇	一五	一〇	五・八ゝ八・六	最大の値		最大の値	処理後	

一日当たりの排出水量	汚水の等汚染状態の値							項目	
	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	大腸菌数	単位	単位
通常	値	値	値	値	値	値	値	通常	値
最大	値	値	値	値	値	値	値	最大	値
通常	値	五・八〇・八・六	一〇・〇	一五・〇	一〇・〇	二・三	八〇〇以下	通常	値
最大	値	五・八〇・八・六	一八・四	二七・五	一五・八	二・九	八〇〇	最大	値

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和七年五月二十三日から同年六月十三日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第二百五十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、令和七年度指定予定の鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり定めたので、当該指針案を令和七年五月二十三日から同年六月六日まで、次の場所に備え置いて縦覧に供する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は縦覧期間が経過する日までの間に、当該指針案についての意見書を知事に提出することができる。

令和七年五月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 名称

山下湖鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

由布市湯布院町川西の市道湯平山下線と私道倉本小田の池線との交点を起点とし、同私道を東に進み、通称「中村越」に至り、同所から倉本集落に通じる山道を南東に進み、九州林産山下池二号作業道との交点に至り、同作業道を南西に進み、山下池に向かう遊歩道との交点に至り、同遊歩道を西に進み、九州林産東集材路との交点に至り、同集材路を南西に進み、市道湯平山下線との交点に至り、同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた面積百十ヘクタールの区域

三 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

山下池、小田の池周辺は、カイツブリや冬期に飛来するカモ類をはじめとした水鳥などの鳥類を中心に多種の森林鳥獣の生息地となっている。また、地形、植生も変化に富み、森林鳥獣の生息に最適な環境であるため、鳥獣保護区特別保護地区として指定し、特に自然環境の保全を図るものである。

3 管理方針

県の職員、鳥獣行政推進員による現場巡視及び聞き取り調査等を通じて、鳥獣の生息

状況を把握し、生息環境の保護に努める。

五 縦覧場所

大分県農林水産部森との共生推進室
大分県中部振興局農山漁村振興部

大分県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道二二二号
日田市大字三和字日ノ本二七二五番一六から
日田市大字三和字日ノ本二七〇七番一まで
日田市大字三和字下五反田二六三六番四から
日田市大字三和字桑原七八五番三まで

令七・五・二三

○ 公 告

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。

令和七年五月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 講習会の開催期日及び場所

1 開催日時 令和七年九月三日（水曜日）午前九時三十分から午後五時三十分まで
なお、受付時間は、午前九時から午前九時二十五分までとする。

2 開催場所 大分市金池南一丁目五番一号 ホルトホール大分

二 講習会の受講申込みの受付期間及び場所

1 受付期間 令和七年七月二十八日（月曜日）から同年八月一日（金曜日）まで 2 受付場所 次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部		大分県学習者用タブレット端末調達業務 二 競争入札の参加者資格 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者 (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者 (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者 (五) 国税又は大分県税を滞納している者 (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。） 2 資格審査事項については、次のとおりとする。 (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。） (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。） (三) 経営規模 (1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。） (2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。） (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。） (五) その他知事が必要と認める事項 入札を希望する者の資格審査申請の方法等 1 申請の方法	
一 調達をする特定役務の種類 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	支 部 名	所 在 地	二 競争入札の参加者資格 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者 (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者 (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者 (五) 国税又は大分県税を滞納している者 (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。） 2 資格審査事項については、次のとおりとする。 (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。） (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。） (三) 経営規模 (1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。） (2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。） (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。） (五) その他知事が必要と認める事項 入札を希望する者の資格審査申請の方法等 1 申請の方法
	国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一	東部保健所国東保健部内
	速見支部	速見郡日出町字仁王山三三三番地二四	日出総合庁舎内
	別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一	東部保健所内
	由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二	中部保健所由布保健部内
	臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四	中部保健所内
	津久見市支部	津久見市港町一番二一	津久見商工会議所内
	佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一	南部保健所内
	豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二	豊肥保健所内
	竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二	竹田総合庁舎内
二 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。 令和七年五月二十三日	日田支部	日田市田島二丁目二番五	西部保健所内
	玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一	玖珠総合庁舎内
	中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二	北部保健所内
	宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一	宇佐総合庁舎別棟内
	豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地	北部保健所豊後高田保健部内
	大分市支部	大分市荷揚町六番一	大分市保健所内
	三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等 1 申請の方法		
	二 競争入札の参加者資格 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者 (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者 (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者 (五) 国税又は大分県税を滞納している者 (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。） 2 資格審査事項については、次のとおりとする。 (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。） (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。） (三) 経営規模 (1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。） (2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。） (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。） (五) その他知事が必要と認める事項 入札を希望する者の資格審査申請の方法等 1 申請の方法		
	三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等 1 申請の方法		
	二 競争入札の参加者資格 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者 (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者 (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者 (五) 国税又は大分県税を滞納している者 (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。） 2 資格審査事項については、次のとおりとする。 (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。） (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。） (三) 経営規模 (1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。） (2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。） (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。） (五) その他知事が必要と認める事項 入札を希望する者の資格審査申請の方法等 1 申請の方法		

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センター（大分県会計管理局用度管財課物品調達班内）

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―二八三一

3 申請の時期

令和七年五月二十三日（金）から同月二十九日（木）までとする。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2

1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。

令和7年5月23日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 調達をする特定役務の種類

(1) 業務名

大分県学習者用タブレット端末調達業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

(3) 業務実施場所

大分県知事が指定する場所

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この調達に係る仕様書に基づき、大分県共同利用型電子入札システムにより令和7年6月23日（月）午後3時までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(3) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。 (1) 申請の時期 令和7年5月23日（金）から同月29日（木）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。 (2) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センター（大分県会計管理局用度管財課物品調達班内） 〒870－8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097－506－2831 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html 4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県教育庁教育DX推進課企画・管理班 〒870－8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 電話 097－506－5441 5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 上記4に同じ。 (2) 日時 令和7年5月23日（金）から同年7月1日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで 6 入札説明書の交付場所及び日時 上記5に同じ。 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨 8 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 大分県教育庁教育DX推進課企画・管理班	〒870－8503 大分市府内町3丁目10番1号 (2) 提出期限 令和7年7月2日（水）午前10時00分 時間厳守 9 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期限 本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この一般競争入札の実施に定めるもののほか、大分県共同利用型電子入札システム運用基準による。 大分県共同利用型電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札を希望する者は、教育DX推進課において、2の(2)による承認を受けた後、4の場所に令和7年7月2日（水）午前10時までに大分県学習者用タブレット端末調達業務委託に係る入札説明書様式1及び様式2を持参又は郵送により提出すること。 期 間 自 令和7年6月23日（月）午後3時 至 令和7年7月2日（水）午前10時 10 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎別館7階 教育DX推進課 〒870－8503 大分市府内町3丁目10番1号 (2) 日 時 令和7年7月2日（水）午前11時 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。 11 入札保証金に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により免除する。 12 契約保証金に関する事項 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。 13 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
--	---

14	最低制限価格に関する事項 設定しない。	
15	落札者の決定方法 (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「企画提案点」と、入札価格評価による「評価点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、提案書評価基準表で必須とされる評価細目に1細目でも0点の細目があった場合は落札者としてしない。 (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が本県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者としてことがある。 (3) 落札者となるべき合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。 仮契約の締結等 この調達に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び大分県国有財産条例（昭和39年大分県条例第28号）第2条の規定により、大分県議会の議決を要するため、落札者の決定後は、県と落札者との間に仮契約を締結し、議会の議決後に、本契約を締結するものとする。 なお、落札者の決定から大分県議会の議決までの間に、落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、本契約を締結しないことがある。本契約を締結しない取扱いをした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。 その他 (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。	(3) Contact point for the notice 10:00 AM, 2 July 2025 Educational DX Acceleration Division, Oita prefectural Board of Education Oita prefectural government building, Annex 7F, 3-10-1, Funai-chou, Oita-City 870-8503, Japan Tel:097-506-5441
18	Summary (1) Outsourcing name Procurement of tablet devices for public school students of Oita prefecture (2) Deadline for submission of tenders	